

## 令和3年度における清瀬市オンブズパーソン条例の運営状況の公表について

清瀬市オンブズパーソン条例（平成16年清瀬市条例第1号）第19条及び清瀬市オンブズパーソン条例施行規則（平成16年清瀬市規則第16号）第13条の規定に基づき、令和3年度における清瀬市オンブズパーソン条例の運営状況について、次とおり公表します。

令和4年5月11日

清瀬市オンブズパーソン



記

### 1 期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 2 苦情申立て件数及び調査件数等

- |                  |    |
|------------------|----|
| (1) 苦情申立て件数      | 2件 |
| (2) 調査件数         | 2件 |
| (3) 意見若しくは勧告又は提言 | 2件 |

「苦情等に係る意見書」

意見・勧告等の区分		要旨
事案1	意見	<p>苦情申立ての趣旨 (調査事案の趣旨)</p> <p>令和2年3月31日付けで苦情申立人に対して「ご通知」と題する文書が清瀬市長から発出されたことから、以下の点について対応を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 苦情申立人の訪問回数の事実確認と訂正、「ご通知」の撤回と謝罪</li> <li>② 職員・市民にとって使いやすい市庁舎にするために、市と市民の協働の検討チームを作ることなどの未来につながる対策を求める。</li> </ul>
	意見をする対象となった市の機関(主管課等)	清瀬市長（総務部建築管財課）
	オンブズパーソンが市長に対して行った意見の要旨	市当局においては、今後も市政執行にあたり、市民の提言を真摯に受け止め、十分な理解が得られるよう対応等に努めることを強く求める。
事案2	意見	<p>苦情申立ての趣旨 (調査事案の趣旨)</p> <p>市道3173号線において、民地からせり出している草木等が安全な通行の妨げとなっているため改善してほしい。</p>
	意見をする対象となった市の機関(主管課等)	清瀬市長（都市整備部道路交通課）
	オンブズパーソンが市長に対して行った意見の要旨	<p>市当局においては、土地所有者への指導により生垣の剪定を進捗させた。引き続き土地所有者への指導を行い、今後も適切な道路管理を努めていくよう求める。</p> <p>なお、民地から市道への木の枝のせり出しほは、市域において発生し得る可能性が高く、また、住民トラブルにも発展しやすい問題であるため、市は所有者に対して、迅速かつ適切な働きかけをすることが望</p>

			まれると考える。
--	--	--	----------